

## 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例より抜粋

(荒川区清掃審議会)

- 第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議するため、荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 区長は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針その他重要な事項の決定に当たっては、審議会に諮るものとする。
  - 3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
    - 一 一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針に関すること。
    - 二 その他重要な事項に関すること。
  - 4 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。
  - 5 審議会は、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等のうちから区長が委嘱または任命する委員15人以内をもって組織する。
  - 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 7 前二項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

## 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則より抜粋

(荒川区清掃審議会の構成)

- 第3条 条例第7条第5項に規定する荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。
- |   |        |      |
|---|--------|------|
| 一 | 学識経験者  | 2人以内 |
| 二 | 区議会議員  | 5人以内 |
| 三 | 区民・事業者 | 7人以内 |
| 四 | 職員     | 1人   |
- (会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第5条 審議会は、会長が招集する。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第6条 会長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、環境清掃部清掃リサイクル課において処理する。

## 荒川区清掃審議会の運営に関する要綱

平成 12 年 11 月 21 日制定  
(12 荒環清発第 101 号)  
( 助 役 決 定 )

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年荒川区条例第 25 号。以下「条例」という。）第 7 条第 7 項の規定に基づき、荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 会長は、審議会を招集する場合において、審議会の日時、場所及び議案件名を招集期日の 7 日前までに、条例第 7 条第 5 項に規定する委員（以下「委員」という。）に通知しなければならない。

(会議の公開)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、これを公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開することができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、荒川区情報公開条例（昭和 63 年荒川区条例第 34 号）第 9 条各号に該当するとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。

(非公開の決定方法)

第 4 条 会長又は委員において、前条ただし書の規定に該当すると認められるときは、会議にはかり、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定することとする。

- 2 前項に該当するときは、会長は、会議を中断するとともに、非公開として会議を続けるものとする。

(会議の公開の方法)

第 5 条 会議を傍聴できる者の定員は、原則として 5 人以内とする。ただし、会議を行う場所等の都合により員数を変更することができる。

- 2 傍聴の申請方法並びに傍聴人の決定、遵守事項その他会議の公開に必要な事項は、荒川区清掃審議会の傍聴の取扱に関する要領（平成 12 年 11 月 21 日制定。以下「要領」という。）において定めるところによる。

(傍聴できない者)

第 6 条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を

所持している者

- (2) 拡声器の類を所持している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を所持している者
- (4) はち巻、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用又は所持している者
- (5) 録音機、写真機、撮影機の類を所持している者。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者
- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、傍聴人が要領に定められた遵守事項に反する行為をしていると認められるとき又は前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議開催の公表)

第7条 会議の開催は、公開又は非公開にかかわらず、原則として会議の開催期日の14日前までに公表する。

2 前項により公表する内容は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 日時
- (3) 場所
- (4) その他

(議事録)

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事のてんまつ
- (5) その他審議会の経過に関する事項

2 議事録は、荒川区情報公開条例に基づき公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、議事録の全部又は一部を非公開とする。

- (1) 第3条の規定により会議を非公開とした部分
- (2) 個人に関する情報で、特定の個人が識別され得る情報

(委任)

第9条 審議会の運営について、この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

## 荒川区清掃審議会の傍聴の取扱に関する要領

平成 12 年 11 月 21 日制定  
(12 荒環清発第 101 号)  
( 部 長 決 定 )

(趣旨)

第 1 条 この要領は、荒川区清掃審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、荒川区清掃審議会傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付を受け、これを所持しなければならない。

- 2 傍聴券（別記第 1 号様式）の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。
- 3 傍聴人は、傍聴券を他人に譲渡することができない。
- 4 傍聴人は、会議室に入場しようとするときは、傍聴券を係員に提示し、その指示に従って傍聴席に着かなければならない。
- 5 傍聴人が傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を係員に返さなければならない。

(傍聴席の区分)

第 3 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員等)

第 4 条 会議の傍聴を希望する者が荒川区清掃審議会の運営に関する要綱（平成 12 年 11 月 21 日制定。以下「要綱」という。）第 5 条に定める定員を超えたときは、くじにより傍聴人を決定することとし、くじで定めた者 5 人をもって傍聴人とする。この場合において、荒川区の区域内に住所を有する者及び利害関係人を優先することはしない。

(傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は、会議を傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 帽子、外とう、えり巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話、その他無線機の類を使用しないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 要綱第4条の規定により、会議の非公開を決定したときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、映画等を撮影し、ラジオ、テレビ等の録音もしくは録画等をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(報道関係者の傍聴)

第7条 報道関係者は、非公開以外の会議を傍聴することができる。

2 報道関係者は、傍聴証(別記第2号様式)の交付を受け、これを所持しなければならない。

3 第2条の規定(第2項の規定を除く。)は、報道関係者の会議の傍聴について準用する。この場合において、前項の規定により交付を受けた傍聴証をもって傍聴券とみなす。

4 第6条の規定は、報道関係者が遵守すべき事項について準用する。